

本多記念会名誉会員授与要項

平成 21 年 2 月 13 日制定

(目 的)

1. この要項は、財団法人本多記念会の事業を永きにわたり支援、援助し、本多記念会に貢献のあった団体及び個人に対し、名誉会員の称号を授与することを定める。

(名 称)

2. 名称は「本多記念会名誉会員」とする。

(内 容)

3. 名誉会員には次の便宜供与を行う。
 - 1) 本多記念賞等の贈呈式及び授賞式への招待。
 - 2) 講演会及びその他の会合への招待。
 - 3) 本多記念会要覧、ニュースレターの送付。
 - 4) その他目的を達成するために必要な事項の実施。

(取 扱)

4. 本会に貢献のあった団体及び個人について、理事長は理事会に諮り、名誉会員の称号を授与するものとする。

(実 施)

5. この取扱は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(雑 則)

6.
 - 1) この取扱に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決により別に定める。
 - 2) 会員の金銭的負担はなしとする。
 - 3) 就任については名誉会員就任承諾書（別添様式）による。